

平成17年第2回三笠市議会定例会

平成17年6月21日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 | 例月出納検査の実施結果報告について(監報第2号) |
| 日程第 3 | 報告第5号から報告第7号までについて |
| 日程第 4 | 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 5 | 報告第9号 三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 6 | 報告第10号 三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 7 | 報告第11号 平成16年三笠市一般会計補正予算(第7回)の専決処分について |
| 日程第 8 | 報告第12号から報告第15号までについて |
| 日程第 9 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第10 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第29号 三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第30号 三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議題第31号 三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議題第32号 三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第33号、議案第34号について |
| 日程第16 | 議題第35号 三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議題第36号 平成17年度三笠市一般会計補正予算(第1回)について |
| 日程第18 | 議題第37号 平成17年度三笠市老人保健特別会計補正予算(第1回)について |
| 日程第19 | 議題第38号 平成17年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について |

出席議員(15名)

議長	9番	扇谷知巳氏	副議長	6番	田中茉莉子氏
	1番	晴山貞光氏		2番	斉藤勲氏
	3番	齊藤且氏		4番	佐藤孝治氏
	5番	儀惣淳一氏		7番	藤浪成憲氏
	8番	高橋守氏		10番	猿田重夫氏
	11番	谷津邦夫氏		13番	森田三男氏
	14番	熊谷進氏		15番	岩崎賢治氏
	16番	阿部進氏			

欠席議員(1名)

12番 北沢紘一氏

説明員

市長	小林和男氏	助役	西村和義氏
収入役	村本丈尋氏	企画総務部長	森原裕氏
企画振興課長	富樫誠氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	保健福祉課長	浜本和孝氏
経済建設部長	西城賢策氏	商工観光課長	杉淵則幸氏
建設管理課長	北山一幸氏	水道課長	作佐部盛秀氏
行革推進部長	木澤榮氏	教育委員長	大野政行氏
教育長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
病院事務局長 署長兼	深田智明氏	消防長	作佐部康則氏
総務予防課長	富田照男氏	警防課長	石岡竹志氏
生活安全センター長	工藤英美氏	監査委員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	前田貢氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一 般 質 問

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に従い、6番田中議員の質問を許可します。

田中議員、登壇質問願います。

（6番田中茉莉子氏 登壇）

6番（田中茉莉子氏） 平成17年第2回定例会に当たり、通告順に質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

大きな1番、公的住宅周辺の整備について。

具体例として、（1）幸町公住周辺整備と商業用地の管理と活用について。

私が1日1回は必ず通る幸町8番地には、2年前までは老朽化した公住がありました。今は除却され、立派な公住に建てかえられ、56世帯の市民が待望の住宅に入居することができました。そして、その東側には347坪の広々とした空き地ができました。その空き地の周辺は2年前までは周辺に住んでいる人たちの雪捨て場となっていて、住宅が埋まってしまうほど雪との戦いを如実に物語っていました。新しい公住に移り住んだ人々はほっとして、あの広々とした土地にも期待を持っていたのではないのでしょうか。しかし、2年たちましたが、草が伸び放題で、新しい住宅にはそぐわない状態となっています。

なぜあのままの状態で放置されていたのか、最近になってわかりました。あの場所は商業用地となっていたため、だれも手をつけずそのままになっていたのです。

56戸の入居者の方々はあの広々とした土地に期待をかけながら、腰をおろす芝生もなく、花をめでることもなく、人々との交流もなく、いやしの場所もないまま2年が経過しました。あの347坪の広場が商業用地となっていたとは、私は奇異にさえ思っております。

そこでお尋ねします。この商業用地はいつ、どこで、どのように商業用地と決定され、市民にどのように周知されましたか、お答えください。

二つ目、また商業用地としてあのまま放置するのはもったいないと思います。用途変更はできないのでしょうか。用途変更はどのようにしてなされるのか、お尋ねいたします。

幸町8番地の公住の横の商業用地は、三笠のメイン通りにあるだけに、古い公住の時代も現在の新しい公住になってからも目立つ場所の一つです。

そこで質問ですが、この商業用地について現在どんな状況で、将来的にはどのような見通しがあるのか、お尋ねいたします。

大きな2番の市民による植花・除草運動について。

(1) 公住周辺の空き地の活用とのかかわりから、第7次三笠市総合計画によりますと、緑豊かな美しい町並みの形成を市民とともに進めますとうたわれております。前に述べました商業用地を活用のめどが立つまでの間、いやしの場所としてクリーンなまちづくりの一環として、花や野菜をつくる喜びを体験できる場所としてはいかがでしょうか。それが今住んでいる住宅に対する愛着や住んでいる土地に対する愛郷心ともなるのではないのでしょうか。

つい2日前に、市内の公住の周辺の状況を見て回りました。全市的に見て、これから除却されるところ以外の公住の周辺は、草もきちんと刈られ、花や野菜が栽培され、高齢者の方々の頑張っている姿を改めて認識することができました。

そこで質問ですが、三笠市では市民による植花・除草運動がどのように行われているか、町内会や団体の取り組みについてお聞かせください。

大きな2番、協働ルームの活性化について。

市民と協働のまちづくりについて。

前段の市民による植花・除草運動と協働のまちづくりとのかかわりで、3月の定例会でも協働ルームの活性化について質問しましたが、連合町内会ごとの設置については、各町内会がこれまでに取り組んできた協働のまちづくりや地域環境の違いなどから難しく、今後は町内会ごとに取り組みたいという答弁でした。この協働ルームには市の職員もそれぞれ配置されており、植花や除草のような取り組みこそ協働のまちづくりの第一歩ではないのでしょうか。市民は行政にやらされているという意識を持っているので、それを払拭するのに苦労したと話された前任者の言葉が脳裏に焼きついております。

新年度になって職員の地区別担当者も決まったことと思いますが、市民との話し合いの中から将来的な展望や今年度の計画はどのようになっているか、お尋ねいたします。

以上で、壇上での質問は終わります。

議長(扇谷知巳氏) 企画総務部長。

企画総務部長(森原 裕氏) ただいまご質問がありました幸町公住周辺の実態ということでございますけれども、議員おっしゃっている場所につきましては、平成12年度に公営住宅の再生マスタープランというのを作成しまして、この段階で当時公営住宅の敷地を一部縮小しまして、この部分についても商業用宅地ということで位置づけをしております。それで、これに基づきまして、公営住宅等の整備が終わった段階で、平成16年の段階でこの部分について商業宅地ということで、広報みかさによりまして売り払うということで募集をいたしましたけれども、現在のところその部分についての応募はございません。

しかし、今現在、当時この公募に向けて商工会につきまして活用規模調査というのを

ちょっと実施しましたので、その当時何人かの方かかわりがありましたので、今現在その方と調整をしている段階でございます。

それで、当初、去年あたりおととしまでは整地した当時ということなものですから、草もそんなに目立たなかったのですけれども、ことしはちょっと目立つような状態になっていますので、この部分については、今発注いたしまして、除草等の整備をしたいと思っております。

それから、用途の関係でございますけれども、この地区につきましては、第2種住居地域ということで、用途上は住宅等の部分になってきます。それで、今この部分について用途地域を見直すというようなことは考えておりません。この商業宅地の部分で、この用途の中で十分対応できますので、そういった部分ではこの部分については見直すということは考えておりません。

それから、協働ルームとそれから町内会等の植花等の部分ということでございますけれども、昨年、平成16年度で町内会等でいろんな草とり等の取り組みも行っていきます。実態としては、個々の部分についてそれぞれ報告いただいておりますので、私どもが知り得る範囲の中で取りまとめた部分につきましては、例えば町内会単位でもって児童公園等の草刈りをしていただいております。これは16年度におきましては、10町内会で28回実施してやられております。

それから、協働ルーム等を通じて花による地域づくりということで、これも9地区10カ所を実施しております。その他の団体、企業等の単位で、いろんな清掃ですとか、川の整備、それから植栽等のこともやっております。

それから、協働ルーム等のかかわりの中で、一応それぞれ職員9地区に31名ほど配置しまして対応しております。ただ、基本的には連町の協働ルームということなものですから、個別の対応については町内会とはなっておりませんが、一応今の中ではそれぞれ協働ルームの中ではそれぞれの地区でいろいろ温度差があるものですから、その中でどういうふうに活発化するかというのがちょっと課題となっております。

それから、職員とのかかわりの中で、例えば私は萱野を担当しておりますけれども、その萱野の方でいろんな事業をやるたびに、当然その担当の職員も行って、一緒の中で作業をさせていただいております。

今後、町内会等の部分ということになりますけれども、一応基本的にはやっぱり連町を単位にして、その中で少しでも活発化したいと。ただ、そこで同じレベルになるというのは、なかなかちょっと時間がかかるものですから、そうすると一生懸命やっている協働ルーム等について、何かのその部分で支援の方法も考えなければならないのかなということでは、今の段階でちょっと考えています。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 幸町の関係ということでお話をいただきましたので、そ

れからいいますと、今の企画総務部長の答弁に尽きるかと思います。現状で言えば、公営住宅の敷地について、一般的に皆さんに特定のものに対してその提供していくということについては、ちょっと計画当初からあったものについて変更するということになりすから、基本的にはそういう残用地というのは、一般的にないというふうに考えなければならぬのだろうというふうに考えておりました、それからいうと、今の議員が御指摘のように幸町の問題についてはありますが、これは当初から公営住宅敷地からは外すということでございますので、その点では企画総務部長の答弁の中身ということでございます。

それから、あと緑のまちをつくる会の関係で市民のいわゆる植花といいますか、緑化運動といいますか、こういうものがずっと従来行われてきておりました、私どもとしても、そこに支援をしながら何とか続けていたきたいということでずっと取り組んでまいりましたけれども、一部過去に会長会議等でも御説明した部分があったけれども、緑のまちをつくる会が非常に高齢化していると。なかなか事業推進も難しくなってきたということがございまして、過日、事業活動については取りやめたいというお話が実はございました。私どもとしましては、これにかわる組織が何とか動かさないとということとで現在接触しておりますが、今年度については直ちに動くということが非常に難しい状況でありまして、今後その会とじっくりと話を進めてまいりたいというふうに考えています。

それから、企画総務部長の答弁にもありましたように、去年は緊急雇用対策事業を活用させていただいて、市内ほぼ全域といっても、一部二、三の地域は外れましたけれども、協働ルームを中心に頑張って地域に花壇づくりを進めていただいたという経過がございます。また、ことしも私ども商工の方から、あるいは農林の方から働きかけをしまして、少しでも続けていたきたいと。その上で何か私どもがお手伝いできることがあったらぜひ私どもの方にも言っていただきたいということについては、取り組みさせていただいているということでございます。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） あその幸町8番地のあの土地についてはわかりましたけれども、草刈りをするというようなことで了解なのですけれども、要望ですけれども、私ちょっと認識不足で、私のように認識不足の人がいるかもしれないのですけれども、ずっとあその商業用地を見せていただきましたら、土地は平らででこぼこがないからあそこを通っても足くじいたりということはないかと思いますが、あそこに雨水升というのは、あれが二つほどありまして、その辺のマンホールとは違ってちょっとふたも割と軽いもので、あそこを子供がいたずらして持ち上げられる、私でも持ち上がりそうなので、あけて落ちることはない。落ちるといのは、中にどこかのマンホールに落ちたと、そういうことはないかもしれませんが、足をそこに片方入るとかそういうことがあるかもしれません。そして、あそこは何の土地なのかということ認識していない人もおりますので、あその場所には管理はどこでして将来的にはこうなのですよというようなことの、多

少お金はかかるかもしれませんが、そんなにかからない程度で、かからないもので、そういうふうな標識といいますか、そういうものをつくっていただいたらなという私の考えです。

それから、その用地変更もできないということなのですが、具体的にそこが利用されるまでの間、今のプランタン、小さいのでしたら、ちょっと人を疑って悪いのですが、よくこの辺で花泥棒みたいのもあるので、余り小さいのは置けませんけれども、持ち運びできないような大きなプランタン、そういうものを幾つが用意して、そして草もきちっと刈られ、ベンチも置かれると、やっぱりあそこに住んでいる方は平均年齢もやや70に近いそうですけれども、あの場所で休み、そして交流もできるのではないかなという私の考えです。

それで、ちょっとついでですけれども、幸町6番地の現在建てている公営住宅ですけれども、あそこには緑地帯もきちっと最初から計画されていて、そしてすばらしいベンチが今二つ置いてありますけれども、本当にちょっとやさそとではびくともしないすばらしいベンチですけれども、私はあの辺をうちに帰るときもできるだけ遠回りしてあそこを通るようにして、あのベンチに腰をおろして、そして4階建ての公営住宅の景観を眺めたり、ああ、空気おいしいなと思って、あそこでしばし休んで帰ってくるのですけれども、ああいうのが幸町8番地のところにもあったらなという私の願いです。

それから、花と緑の植花運動、協働ルールの活性化というところで、一つの先進地の例ですけれども、皆さんも御存じかと思いますが、恵庭の例です。もうあそのまちなに行きますと、どこでもここでも個人の家も花だらけなのです。大変お金をかけてしていると思うのですけれども、所管として花と緑の課という課まで設けて、そして公園の花を町内で管理していると。町内会に任せて幸町なら幸町の住民、そして先ほどもお話を聞きましたけれども、職員も一緒になって萱野岡山のそういう事業に参加されていると。これが先ほど私が言いました、市にやらせられているというそういう三笠の悪い先入観といいますか、そういうものを持っている人がいっぱいいますけれども、一緒になって汗水流してやることによって、協働ルーム、または協働のまちづくりがうまくいくのではないかなと思います。

先ほどの恵庭の例ですけれども、お金は苗代のこれもちょっと微々たるものですが、1割の補助金を出していると。年間52万円という支出をしているというようなことです。そして、三笠に文化協会ありますけれども、恵庭では花いっぱい文化協会、ちょっと余り享乐的でない、本当にまちをつくらうというそういう意識が見られているのではないかなと思いますけれども、花いっぱい文化協会というのがあって、そこではきれいにやっているまちだとか、そういうものについては表彰して、競争されているというようなこともお聞きして、なるほどなと、これだからこのまちはこういうふうには花いっばいで、本当にきれいなまちだなというふうな、住宅も新しく、それに即して花壇とかがつくられておりますけれども、そういうようなことをお聞きしております。

何か要望等いろいろと質問よりも私の意見をいろいろ今述べてきましたけれども、私もいろんなところに所管を回ってみて、何か私も遠慮しながら話しているつもりなのですが、あれもだめこれもだめというような、ああ、だめかというふうな、私どももちょっとあきらめの境地にさせられるのですけれども、それでは何となく悲しくなります。実現できないものをやりますとは答え出てこないかもしれませんが、では、考えてみますとか、やってみましょうという、そういう力強い答えをお聞きしたいのですよね。それが何か本当びくびくして、これ言ったら、どこか上の方でやるのではないか、そういうふうな、何、おまえ言ったのだとかと言われた、現に下の方の者が言われたと、私に注意された。言ったらだめだ、大きな声で廊下で何々さん、言ったらだめだよと、こう注意されたのですけれども、そんなことでもっと皆さん胸張って、協働のまちづくり、本当小さいことでいいのです。一緒にやるかという、そういう態度、気持ちをやっぱり市民にやらせられているというのではなくて、あなたたちがやるのだね。では、私たちも一緒にやりましょうといって、自分でやれなくてもそばにいて励ましてあげたり、そういう態度が大事でないかと思うのですけれども、それに対して何かありましたら、お答えください。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） 非常に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。私、就任してことして3年目になるわけですけれども、協働のまちづくりという意味で、自分のまず住んでいるところ、今まで役所が全部公園から道路の除草から、すべてやってきたというようなことがございました。しかし、協働のまちづくりというのは、何も除草して草取りすることが協働のまちではないわけでありまして、自分たちの住んでいる地域をまずどうきれいにしていくのか、あるいはどういう地域での連帯感を持った地域にするか、お互いに地域同士で助け合っていくためにはどうしたらいいのかと、そういうことが総合的につくられたときに初めて、その市全体に影響を及ぼしてくる、そうしたまず第一歩が地域の部分ではないかなというふうに思っております。

そんな意味からしますと、この3年間の中で、先ほど担当部長からお話ししましたように、除草にしても、花植え運動にしても、少しずつでありますけれどもふえてきた。今までほとんど花と緑の会だかにおんぶしていたものが、せめて自分たちの地域ぐらい、あるいは自分たちの地域にあるものを何とか少しでもきれいにしようという運動が出てきた。私も朝できるだけ早く起きて近所行きますけれども、私の町内の方でも実は街路樹の下に生えているスギナの草を一生懸命朝早く起きて草をとっていただいている方もおります。それからまた、教育委員会のちびっこ広場に雪を投げた後、雪はどんどん解けてまいります。そうすると、空き缶とかごみとかいっぱい出てきております。そういった中に何人かの近所の方ではないかと思っておりますけれども、毎年そこに行ってきれいにしてくださっている。ごみ拾ってきていただいている。あるいは、企業が中央公園を一日も早く雪解けさせたいということから、仕事の終わった後スコップを持ってきて、雪解けのために

やっている。あるいは各種いろんな団体がそうした運動をしている。そういうことが、少しずつ私は芽生えてきたのではないかというふうに思います。

今、田中議員が御指摘にありました、せめて貧しくても気持ちやあるいは地域をできるだけ自分たちの手でやることによって、もちろんそれには当然行政もかかわっていくわけでありまして、そんなことできれいなまちにするためには、私も努力していきたいと思っておりますし、また恵庭のように大都市あるいは財政的な豊かなまちとは違いますが、しかし思いはほかのまちに負けない思いを持っております。特に御承知のように、ここは道道でございます、これからもう観光シーズンになりますと、たくさん車が通るようになっております。弥生の方も少しずつではありますがありますけれども、空き家が取り払われて、道路も整備されるようになってきておりますので、そんなことも含めながら、まちをきれいにする運動を行政としても、地域の皆さん方としっかり考えて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

小さなことでもぜひ所管の方に申し出ていただいて、少しでもみんなが快適な生活を送るために努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御遠慮なく役所の方に申し入れていただきたいと、このようなことを申し上げて、私からの答弁にかえさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 先ほどもちょっと質問の中にありました雨水ますの関係、これについてはちょっと現地を調査させて実態確認させていただきます。

それから、管理の標識等の話なのですが、私ども財務課の方でもって担当して管理していますが、相当数になりますので、それを全部標識等についてはなかなか現時点では難しいのかなと思っております。

それから、当該幸町の市道の部分につきましては、今現在ちょっと希望者の方と交渉している部分がありますので、その中でそのところにプランタンだとかそういったものがあれば、ちょっとまたいろんな部分で影響出てくるのかなということで、その部分では今のところ保留させてほしいと思っております。

それから、協働のまちづくりの部分なのですが、行政にやらされているというような感じがするというので、あくまでも協働のまちづくりを住民と行政と一緒にまちをつくるという意味でありまして、当然住民でやっていただける部分については住民でやりますし、それから行政としてやらなければならないことは行政としてやるということになりますので、住民に行政がやらせているようなそういった活動ではありますので、私どもはあくまでも住民の皆さん方と一緒にまちづくりをやっていきたい、こういう姿勢で思っておりますので、そんなことでよろしく申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） もう終わってもよかったのですが、やらせているというのは、私どもは決して思っておりませんが、前任者の部長さんがおっしゃってしまし

たけれども、酒を飲み飲み、腹を割ってお話をすると、何で行政の下請みたいにしてやらせていると、おれらにやらせているのだべというふうなことをたびたび聞かされるということです。だから、そうではないのだよと。あなたたちがやることを僕たちも支援するから、側面的に一緒にやるからというふうなことで、やっぱり市民の意識を変えていかなければならない。何でもかんでも役所でお金出してやるべきだというふうな考えが、まだ市民の中にはあるわけです。だから、何だと、役所がやることをおれたちにやらせてという、そういうちょっと曲がったというか、どういう考えなのか、素直でない考えを持っている人がやっぱり市民の中にいるのです。だから、それを職員、発信するのはあくまでも、市民の立ち上がるのを待っていたのではなかなか進まないと思うので、そのときに発信してどうだいというようなことでやっていくと、そういうことが今度市民が理解するようになるわけです。一緒になって汗水流してやってくれと。役所の人というのはいつでもホワイトカラーできれいな格好をして、おれたちにやれやれと言っているというふうな、そういうふうな悪い認識を持っている人もおりますので、そういうことでこれからも職員の皆さんもそういう意味で頑張ってもらいたい。私がそう思っているわけではないので、そういうふうに言われているから、みんなとともに頑張りましょうということです。よろしくお願いします。

それでは、どうもありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、田中議員の質問を終わります。

次に、3番齊藤亘議員、登壇質問願います。

（3番齊藤 亘氏 登壇）

3番（齊藤 亘氏） 平成17年第2回定例会に当たり、さきに通告いたしました2点について質問いたしますので、御答弁の方よろしくお願い申し上げます。

1点目に、障害者福祉についてであります。私たち公明党は6月3日空知管内の議員数名と一緒に、東京新小岩にある社団法人日本オストミー協会を訪問し、講習を受けてきました。その講習会での平成15年11月に作成された資料の一部を朗読させていただきます。

オストメイトの対応トイレについて。

オストメイトは、腹部にパウチ（蓄便袋、蓄尿袋）を使用しており、外出時のトラブル発生が多く、外出をちゅうちょしている。数年前より国会議員、国土交通省、各県庁、JR、トイレ協会様、さらにトイレメーカーのTOTO、INAX、エムズジャパン様の御指導、御支援をいただき、各公共施設の障害者トイレにパウチ洗浄設備ほかを要請し、現在全国で約800カ所に完成、さらに増設をお願い中であります。おかげさまでオストメイトの社会復帰が大幅に改善されていることに感謝御礼を申し上げます。

以上、このような内容であります。

私は本年3月の予算委員会で、市役所庁舎のトイレ水洗化工事に伴い、市内に在住する60数名のオストメイトの方々、または市外から来られるオストメイトの方にも使ってい

ただけるトイレの設置を要望したところ、この秋の完成を目指して、現在取り組んでいるとの報告をいただき、感謝しているところであります。私は、このたびのことを通して、公共施設や民間施設のトイレが障害者用としての設備を備えるのは常識的なことだと考えております。しかし、内部障害者に対する取り組み方が大変おくられているのが現状です。昨年発表された北は北海道、南は沖縄まで道の駅785駅のうち、障害者トイレにオストメイト対応トイレは20駅程度しか完備されておられません。また、この資料の中で、一番最初に道の駅として掲載されているのが三笠です。以前、旅行雑誌に過去1年間に利用した4位にランキングされた三笠道の駅や、公共施設のトイレにも、この対応トイレの設置に今後とも前向きに取り組まれることを要望いたします。

2点目に、行政と町内会とのかかわり方についてであります。

交通事故で亡くなる人より、自殺者の数が3倍以上も多い社会、毎日報じられる凶悪犯罪や言葉巧みな詐欺事件、いつ起きるともわからない大地震や台風などによる自然災害、私は日ごろからの行政と市民との情報交換こそ、これらの災害から市民の生命、財産を守る一つの手段であるのと、これからの協働のまちづくりに必要なことであると理解しております。また、三笠市地域防災計画第5節に、自主防災組織の育成に町内会の役割が記載されております。その意味において、今後とも行政と町内会組織とのかかわり方も大変重要になってくると考えます。しかし、高齢化や不況などさまざまな要因と思われる町内会組織の崩壊も聞いておりますが、この点、行政は今後どのようにかかわっていくのかをお聞かせください。

以上、この2点につきまして、壇上での質問を終わらせていただきますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） まず、1点目の公共施設の道の駅、ここにオストメイト対応型のトイレ設置をとという件の前に、今、三笠市の内部障害者の方の実態を説明させていただいて、その後、今後の対応について説明したいと思います。

平成17年3月末現在で内部障害者の方々が42名おられます。内訳は膀胱の方が8名、直腸がんの関係で34名と、全国的には20万から30万人いるというふうに言われていますけれども、三笠市とすれば、全国的に見ると、人口割すると少し高いのかなというふうに認識しております。

今後の対応なのですが、今、道の駅含めて公共施設利用する方々の意見を聞いて、財源も含めて考慮しながら考えていきたいということで答弁させていただきます。

それから、町内会の関係でございます。今、高齢化と人口減、それから単身世帯等々によって、町内会の役員のみ手がないという町内会も承知しております。町内会はもともと地域住民の自由意思でつくられている任意組織のために、行政側がこのことに対して介入することはできませんけれども、解散した町内の住民の方から市に相談等があった場合には、その地区の連合町内会、それから役員の方々の協力を得ながら、市としても対応を

してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 御指摘の防災面の関係でございますけれども、町内会、自治会にはいろいろな事情で解散したり、あるいはリーダー役がないなどで町内会等が組織されていない地域に対しまして、自分たちの安心、安全のためには必要だという観点では御理解はされても、自主防災組織だけつくってくださいと、正直申し上げまして少し無理があるのかなと、このように思っております。三笠市地域防災計画にある自主防災組織の立ち上げ育成は、まず地域町内の助け合いがあることが基本であり、すなわち既存の町内会、自治会があることを前提としております。したがって、私どもの立場からいたしても、決して情報過疎地域があることがよいこととは思いませんが、だからといって、相手の事情を考えずに押しつけであってはならないものと考えております。まずは、自分たちの安全、安心は、自助、共助と考えている地域町内の諸事情を察し、関係所管とも連携を図りながら、推移を見守っていききたいと、このように考えている次第でございます。

なお、全地域住民に対する緊急的な広報や周知については、愛の鐘の放送やあるいは市の広報車による啓発、そしてチラシの配布等で対応をしたいと考えております。また、平常時におきましては、現在もそうですが、広報みかさ等で防災情報の周知をすることで図ってまいりたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤亘議員。

3番（斉藤 亘氏） まず、1点目の答弁の中の患者さんの意見を聞く、その前に私が聞いた中では60数名いるというようなことで確認いたしました。実際40何名でも三笠市は、この北海道の中でも人口の中では占める割合というのは、かなり多いというふうに僕も勉強しております。

それと、意見を聞く、これはこれで大切なことだと思います。患者さんの意見を聞く。ただ、やはり病気を持っている者が人に知られたくないという人も中にはいるのです。そのために、家に閉じこもらさるということも現実あるのです。それで、僕も父親が13年ほど前に膀胱がんで亡くしたときに、やはり子供として、家族としては、一日でも長生きしてもらいたいというのは、これは家族の願いなのです。そして、どうしても親に無理をしてもらいたくないということで、おのずと余り出かけるのも控え目な感じになってしまうのですけれども、実はここ数年来の病気に対しての考え方が認識が変わってきていると思うのです。例えば、がんの患者さんになったとしたときに、大いに笑ったり、大いに活力を与えることによって、体内にあるナチュラルキラー細胞というのが活性化されて、それに打ち勝っていくよということが、医学的にも発表されております。だから、したがって、行政の役割としては、意見を聞いた結果、ある程度それは患者さんの病状に合わせないとだめですけれども、家に閉じこもらないで、こういうようなトイレがあったらどんど

ん出かけていくこともできるのですよという明るい展望を示すことが僕は必要だと思うのです。それで、この庁舎の中でも予算をある程度見て、オストメイト対応型にしていたけると聞いたときは、僕はそれはそれで感謝するのですけれども、できるだけそうしたら予算のかからないような、可能かどうかかわからないですけれども、予算が仮に余ったとしたら、どこか別の公共施設にでもできないだろうかという発想に立っていただきたいというのが希望です。それはオストメイトに対する考え方で、これからも前向きに取り組んでいってほしいと思います。

それと、町内会組織なのですけれども、これは僕はことしの2月に町内会の方からのごい協力的な応援をいただきまして、僕も町内会長としてこの2月から、町内会においてはやっておるのです。それで、前者の質問にもありましたけれども、三笠市内にはさまざまな組織があるのです。ただ、いざ災害になったときにどこが一番行政とかかわるかといったら、町内会だと思うのです。それで、僕は町内会長になった時点で、この町内会でもってもし震災があったり、突発的なことがあったらどうしたらいいのだろうかと不安に駆られたのです。これ、僕、町内会長としての各町内会の率直な意見だと思うのです。現に桂沢の水道水のようなこともありまして、突然チラシを配ってほしいと、これ、突発的なことなのです。そのときにどう対処するか。そのために3月の僕は定例でもって質問した中で、そのような防災計画ということを訴えたと思うのです。その結果の防災計画が防災会議を開いて物事を取り決めないとだめだと思うのですけれども、この点について昨日の答弁でも防災会議が開かれないで今防災計画書がつくられているという実態もあることについて、オストメイトはオストメイトでもし答弁があればお願いしたいのと、今、町内会と行政とのかかわり方、これについてお聞かせください。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 前段オストメイトの話がございました。質問者から以前にも御指摘いただきまして、市役所の水洗化のときにオストメイトもつけるということで、今つける方向でこれから工事をする予定にしております。市内にあとオストメイト的なものということになりますと、市立病院に汚物処理の施設がございます。これもそういった意味ではそういう役割も果たし得るのかなというふうに思っておりますが、あとはございません。御承知のとおりということでございます。

私どもいろんな意味で、こういう患者がふえてきているという実態にあるということは、これはそのとおりでございますので、やはりこういう事業が結構これお金がかかりまして、今の市役所の中の個室にオストメイトをつけるのでさえ100万円ぐらいかかるということになるものですから、これを部屋がない場合に、二つか三つのトイレをつぶしてオストメイトをつけなければならないとなったら、かなりの高額になります、これは。結構な額になります。いろいろ調べたら簡易式というものもあるようでございます。ですから、そういったまず我々としてはそういうものに対する補助制度があればありがたいというのがいろいろ思っています。そういった意味で、そういう働きかけというのが

一つには必要なのかなということ。それから場合によっては簡易式ということも、これはその場所によってそういうことが可能な場所であれば、そういうことも考慮してもいいのかなというふうにも思っていると。そういうこと等々を含めまして、この多くの市民が使うであろうと想定されるトイレにつきましては、やはりこれから先検討はしてまいりたいと思います。必ずつけるというお約束は今の段階ではちょっとできませんけれども、かなりスペースがあればまだつけやすいのですが、ない場合は壊してどうのこうのということになりますので、まだまだお金がかかるということになるものですから、そういうときは簡易式でカバーできるかどうかということも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

それから、今、町内会のお話ございました。あった町内会がなくなると、これは私どもにとりまして、大変なことだというふうに認識しております。そもそもから町内会組織がないところも実際にはあります。これも非常に困った状況だというふうに思っております。やはり町内会というのは住民自治の最小の組織ですから、そこがしっかりしていなければ、いろんな意味で住民自治という意味で我々も支障を来すのは確かでございます。ただし、崩壊した町内会等々のお話を聞きますと、こういうことを言ったらどうかという思いもありますが、やっぱりいろんな高齢化または人間関係、そういうこと等々によって維持できなくなったというようなお話も伺っております。やはり私どもとすれば、地域の問題は地域で解決してくれるのが、これがまず第一と。何とか解決していただけないかなと。そのためにもしお手伝いできることがあるのであれば、それはお手伝いは大いにいたしましょうと。ただし、こっちが先頭を切って云々という話は、なかなかこれはできる話ではないのかなと。

それともう一つ、我々としてはその地域の連合町内会が何とかその組織の一部である町内会に対していろんな意味で、精神的なことを含め、その町内会組織をつくることを手助けしていただければ大変ありがたいと、そういうふうにも思っているところです。ですから、いろんな今防災のお話も出ました。いろんな意味でやはり町内会組織がないということは、我々市にとっても大きな影響があります。今ほどの水質事故もありました。水質も町内会組織のないところは各戸配布全部いたしております。ですから、組織のあるところとないところでは、やはり我々の対応も変わってまいります。ないから知らせなくていいということにはならないということなのです。ですから、どうしてもそういった意味ではそういう自治組織がないのは市としても大変困った現象というふうに思っておりますので、大いに手助けをすることは私どもはやぶさかではないと思っておりますが、主体性はやはり地域が持っていただきたいと思っておりますし、また連合町内会にも我々の方からもお願いも含めて、何とか再建できるように手助けしていただきたいということは、これはお願いしてまいりたいなとは思っております。そういった意味で、何とか組織がなくなる、または最初からないということは、非常に我々としては困った現象ということになるものですから、何とかそういうことを打開するため、解決するために、できる範囲の中で努力し

てまいりたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤 亘氏） まず、オストメイトに対しての話なのですが、実際、東京に行って協会の事務長さん、協会の協会長さんとお話ししたときには、オストメイトの方々もそれをやることによってかなり費用はかかるというような認識はあるようです。ただ、簡易式があるということがだんだん出てきたものですから、高級なものが数ある程度あるよりか、低価格なもの、ちょっと不便性があっても、日本全国的にたくさんあった方が利用しやすいというようなことを言っていましたので、決して高いものにこだわってやることはないと思うのです。

それで、つい最近も赤平の市立病院、この3月だけに終わっているのです。それで、ある程度の障害者用トイレの中のスペースで可能な範囲内で、その方がお金もかかりませんし、ぜひ前向きに、それと市立病院にあるのは僕はオストメイトのトイレではないと思うのです。というのは、なぜかと言ったら、温水器が必要な人も中にいるのです。大腸がんの右と左の位置によっては、液状の便が出る人は何か温水器で体を洗ってやる必要があるのです。それで、片方の方は普通のかたい便が出るから、その必要は余りさほど感じないようなのです。そういうような点も踏まえて、ぜひお願いしたいなと思います。

それと、町内会組織について、もちろん町内会というのは、そこに住んでいる方の自主的なことの運営、これはもちろん当たり前のことで、自分たちの住んでいるところを自分たちでもってより一層住みやすいようにするというのは、当然なことなのですが、ただ僕、災害がいざあったときに、どのように対処していくかということを考えたときに、行政としては三笠市に町内会の数が今一体幾つあるのかだとか、役員の方の平均寿命、このぐらいのことを押さえる必要が僕あるような気がするのと、あとそれを踏まえて、踏まえた上での町内会が、例えば極端に全体の2割ぐらいがなかったら、ないなりの防災計画というのが必要になってくると思うのです。完璧にあるときの防災計画、ないときの防災計画という想定も必要になってくるような気がするものですから、この点今回質問させていただいていますので、このことについて何かお考えがあればお聞かせください。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） まず、冒頭で申し上げたいのですが、昨日、佐藤議員からのご質問の中で、最終的な防災会議が開かれたのはいつかということで、当時私担当係長でしたものですから、平成6年の8月ということで、それ以降先輩方が退職されて、平成8年の8月に最終的には防災会議が開かれたと。そのときにつきましては、地域防災計画書の一部改正等がございましたものですから、防災委員の方に集まっていただいて防災会議を開かせていただいたと、こういう経緯でございます。その後、齊藤議員さんの方も地域防災計画書を持っていらっしゃると思いますけれども、地域防災計画書の一番最後のページになるのですが、沿革ということで、それぞれ年度ごとに修正ということで、ページ5

94ページの次になりますけれども。

3番（斉藤 亘氏） 160ページで終わっています。

消防長（作佐部康則氏） 資料編の一番最後の方になりますけれども、それぞれ年度で修正したものについては、このように掲載してございまして、では平成8年以降、なぜ防災会議開かないのだと、こういうこととございましてけれども、防災会議を開くには、国の基本計画なり、防災基本計画なり、あるいは道の地域防災計画、そして当然のごとく当市の地域防災計画の改正等々がございました場合については、当然のごとくこれは防災会議の開催というものと、それと特別に大きな災害が昨年発生された場合ですとか、いろんな状況ケースの場合がございましてけれども、今まで開催していない部分につきましては、実は一つの例等を申し上げますと、昨年自立対策部がなくなりましたけれども、行革推進部ですとか、それから国、道の機関名が名称が変わったりだとか、例えば東日本電信電話公社が岩見沢営業センターに変わったりですとか、そういった名称等の関係の本当に軽微な部分につきましては、これは当然修正したものを地域防災計画書をそれぞれ議員さん方にもお配りしてございますけれども、配らせていただいて、そして防災委員の方には直接所管の方で持って行って御説明をしてくと、こんなような形でやってきているものですから、前青木市長のときでございましたけれども、こういった軽微なものについては、防災会議が開くまでもないぞという等々のこともございましたけれども、そんなことで防災会議が開かれていなかったというのが、こういった実態でございます。

現在、国の動き的にしまして、一つといたしまして、防災基本計画のいわゆる中越地震等々含めた中で、高齢者に対する避難という部分が防災基本計画の中で改正されてくるという状況になっております。あわせて、現在、国民保護法の関係についても、消防の役割というようなことで、消防職団員につきましては、地域住民のそういったテロ等があった場合の避難誘導を図るといようなものも含めて、それぞれ国の基本計画が改正された場合には、都道府県も当然それに沿った形で地域防災計画書が改正されてくると。あわせて、都道府県が改正されれば、それぞれ市町村にも地域防災計画書の改正といったものが道の方から流れてまいります。市町村の場合ですけれども、地域防災計画を改正等をした場合につきましては、道の方と事前協議が必要と、こういったことになりますので、そういったことで流れ的には防災会議の開催というのは、そういうようなことの流れになってございます。

町内会の関係でございましてけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、私もといたしましては、町内会が設置されていないところについては、できるだけ早く設置させていただければなど。そうしなければ、私どもの願いとしております自主防災組織というものが、その町内に対しまして進めていくことがなかなかできないものですから、そういう考え方で、先ほどお話し申し上げましたように、関係所管の方と連携を図りながら、一刻も早くその町内会の組織されていない町内会が組織されることを願っている次第でございます。

議長（扇谷知巳氏） 病院事務局長。

病院事務局長（深田智明氏） 先ほどの赤平市立病院のことを例題に出されて、オストメイトの設置が見られたということです。ですけれども、私ども、実は病院の中での情報の中では、こういったものはぜひとも必要という話は、実は聞かされておられません。それと昨今、これに該当するような患者がいなかったということも事実であります。また、1人か2人いたとしても、それは看護師が十分当然ぐあいの悪い方ですから、そういった直腸からだとか、それから人工膀胱使っている場合については、職員が手当をしながら、そういった排便等については扱っていたという事実もありますので、その部分から出る汚物については、今の汚物流し、先ほど助役が言った汚物流しでもって十分間に合ったと。それと、その後の滅菌消毒も職員でやっていたのではないかと、そういうふうに思っております。

病院にいる間は、そういった面に対応いたしますので、私が赤平の市立病院は聞いてみますけれども、ほかにそれをどうしても必要でつけたという病院は私は聞いておりません。ただ、現状患者が今いないということもあります。それからもう一つ、仮にまたいつ出てくるかもわかりませんから、出てきた場合、本当にそれが必要なのかどうか、十分職員のそういう対応が足りて、対応できるものでしたら、現状のままで、また患者さんからもそういった要望も来ておりませんので、実際には声なき声があったかもしれません。そういうことも含めてこれから研究してまいりたいなと、そう思っているところでございます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

3番（斉藤 亘氏） ぜひとも病院にというような僕は希望はないのです。ないと言ったら変ですけれども、ただ、オストメイト対応型ではないよという話をしたつもりであります。温水が出るというのを一つの条件なものですから、それで病院というのはやはり看護師さんもいれば、先生もいらっしゃいますので、それを切に望んだというわけではないのです。ただ、ある程度公共施設の順番性を踏まえながら、限られた予算の中で前向きに努力していただきたいということですので、その点よろしく願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 答弁漏れが多少あったようですから、私の方からお答えいたします。

町内会がそれぞれ幾つあるですとか、そういうことはこれは行政としてはきちんと押さえております。ですから、町内会のない場所というのも、これも押さえております。

それと、あとその役員の平均寿命というようなことについては、これはちょっと押さえておりません。これは年齢まで云々ということ、これはそこまで手は回っておりません。

その町内会のないところの防災計画はあるところと同じでいいのかという、確かにその

とおりだと思います。同じ防災計画であれば、これは自治防災、自主防災ということを中心としての計画とないところとどうするかということがこれはあるものですから、この辺はちょっと研究させていただきたいなというふうに思っております。そんなことで、防災に限らず町内会という部分につきましては、これは私ども絶対必要な組織というふうに認識をしておりますので、これはやはりまず組織づくりに大いにお手伝いはさせていただきたいというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） 環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 町内会の数でありますけれども、現在116町内会です。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

3番（斉藤 亘氏） 私の調べたところ、まず本年2月か3月か定かでないですけども、高美町で1町内会が解散いたしました。それとあと唐松方面で、これは町内会長さんがいなくなるから、なくなるかどうか定かではないですけども、2年間の期限つきでやむなく今回は引き受けますという町内会長さんが一つあったのと、あと町内会長さんが総務部長を兼任しながら70幾つの方なのですけれども、かなり書類をつくったりなんなり忙しい思いをしながら、何とか今しのいでいるということと、あと町内会長さんがいないから、総務部長さんが町内会長を代行しながらやっているというのが、今現在の現状なものですから、それで三笠市全体の年齢がまだ若ければいいのですけれども、僕はやはり高齢化に伴って、これからますます町内会が存続の危機といったらちょっと言葉オーバーなのかもしれませんけれども、そのようなものが多くなるために平均年齢どのぐらいかというぐらい、押さえておく必要性が本来ならなくても、今後出てくるのではないだろうかと、そんな気がいたしました。

それと、先ほどの防災会議に対する考え方なのですけれども、これ、僕ちょっと誤りがあるような気がして仕方がないのですけれども、この防災会議について、三笠市防災会議条例というのが制定されていまして、この第2条に、これも町内会とちょっとかわりがあるものですから、御了解願いたいと思います。

防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。まず、(1)として、三笠市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。ほかにもあるのですけれども、このように載っているのと、また第3条には防災会議は会長及び委員をもって組織する。会長は市長をもって充てる。それで、その中でも会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。このようにうたわれているのですけれども、先ほどの答弁で国とか道だとかという話もそれはそれでいいのですけれども、実際問題今かなりこの近年災害多いのと、桂沢の水道水のこともあって、この防災会議の委員が防災会議の必要性を感じなかったら僕いけないと思うのと、それと新たに見直すのであれば、しっかりとした手続が必要でないかと思うのです。それで、3月に質問した段階で、いまだにまだ発表されていないというか、それでは僕いけないような気がするのですけれども、この点ちょっ

と町内会とのかかわりには、非常に僕も町内を守っていく立場においては、知っておく必要があると思うのですけれども、この辺どうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 消防長。

消防長（作佐部康則氏） 御指摘の部分につきましては、先ほど申し上げました国の基本計画については、そういう流れて地域防災計画書がつくられていくのですよと、こういうことなのですけれども、斉藤議員のおっしゃることは御理解はしております。はっきり申し上げまして、昨年の台風18号による当市も被害を受けております。それから、3月のときもそうでしたですけれども、先ほど助役さんの方からお話ございましたように、当市も地域防災計画書、そういうものを全面今チェックしております。したがって、さらに先ほど申し上げましたような、国の基本計画も変わってまいりますと、等々含めまして、うちの当市の地域防災計画書も改正すると。当然のごとく、斉藤議員のおっしゃっていますように、防災会議は開催するという考えではあります。開催しないということではございません。ただ、時期的にはいつになるかという部分はございますけれども。

議長（扇谷知巳氏） 斉藤議員。

3番（斉藤 亘氏） かなり各所管で真剣に取り組まれていることは、僕、それは理解しているつもりなのです。それがいわゆる防災会議でないのかなという気もするのですけれども、それぞれの所管がそれぞれの立場でいろんな市民とのかかわり方があって、町内会とのかかわり方があって、さまざまな人の意見を聞いて、それで防災会議ですよと、簡単な考え方でないかなと気がするのです。だから、きのうの答弁のように平成6年というような話でなくして、あれから実はこういうようなことで、それを防災会議というような認識していますということで、僕はいいような気がするのですけれども、何かそれにこだわるような話なのでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 助役。

助役（西村和義氏） 防災会議のこの条例によりますと、外部からの人々がかなり入る形になっております。例えば北海道知事から推薦される者ですとか、または道警から推薦される者何人かおります。ですから、今までの流れとしては、対外的に防災会議を開かなければならない大義名分ということが、対外的にきちんとあるのかどうかということが前提になっていただろうというふうに思っております。これが市内的な組織であれば、これは例えば台風18号でこれだけまいてしまったから、こういうことで今後の対策をどうすればいいのだろうと、こうなるのですけれども、そういうことで例えば18号に関しては、三笠市だけでなく、ほかにもどんどん被害が出てきていると。そういった中で、三笠市だけが防災会議を招集していいかどうかということも、横並びということになるものですから、そういったちょっとその辺の気遣いというものは当然のごとく出てまいります。ですから、そういった意味では少し正式な防災会議の招集というのは、ある程度の大義名分、ほかのまちも同じような被害あって、何やっても、三笠市だけが招集する、三笠市何考えているのよと、そのくらいのことは自分たちで云々というような話も当然なきに

しもあらずと、そういうこともあるものですから、これはそういった意味で少し滞ってきたというふうな認識をちょっとお持ちいただければありがたいなと思っております。

ただ、市内的においては、やはりこれでいいのかという部分、質問者のおっしゃるとおりあると思います。ですから、今の地域防災計画を見直ししております。これはあくまでも地域の問題なのですけれども、いろんな風台風に対する被害、地震の避難場所、いろんなことで今見直しをしております。ですから、そういった意味ではこれは全市的にそういうことをきちんと認知してもらわなければならない、周知しなければならない、また意見ももらわなければならないと、こういうことが近々起きてまいりますので、これはそれでその辺はきちんと対応してまいりたいというふうに思っておりますので、またこの防災会議のあり方自体についても、これは余りにもちょっと時代には余りなじまないのかなという、一番最初が昭和40年からできている会議で条例ですから、なじまないのかなという感じはしております。ですから、そういった部分もこれからはちょっと他署の消防等々とも連携して、中身的なことをやはり協議する場というものが必要なのかなというふうには思っております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤 亘氏） 僕もなぜこだわっているかといったら、僕も質問した以上、市民の方に知っていただくことが必要だと思うのです。それで、防災会議が過去三笠市は平成6年から開かれていませんでしたと、こんなことを報告したくないのです。だから、防災会議というのは、それはいろんな専門家の人だとかいろんな人を集めての委員の名前載っていますけれども、果たしてそこまでが今市民の人に理解してもらえるのは、いかにして市民の生命財産を守るために、緊急かつそういうふうなことで意見交換しながら防災会議を開かれましたから認識してください、僕はいいと思うのが、きのうの答弁のように平成6年からといったら、また今度持ち帰って、市民の人に平成6年から開かれていませんでしたと、またそんな報告したくないものですから、やはりそこは市民の方も良識ある考え方と思うのです。今これだけ、昨年もこれだけ台風被害があった、各地震もあった。だから、三笠も今真剣に取り組んでいるから、それがこの8月になるけれども、待ってくださいよと話をできるものですから、それを防災会議というようなことを開いたと言ってくれば、僕はそれ以上何も突っ込んで平成何年だとかそんな言うつもりはありませんので、その点御了解ください。

議長（扇谷知巳氏） 市長。

市長（小林和男氏） いろいろ御意見がありまして、私どもの方も正直申し上げて混乱している部分もございます。ただ、国の方の消防庁もきのうもちょっと申し上げましたように、防災計画というのが新たに出しております。それに基づきますと、かなりいろいろな課題を持ちながらも、地震が多くなった、台風が多くなってきた、関東大震災に匹敵する、いわゆる東京中心とする災害がいつ起きても不思議でないような事態を迎えた。その中で、いかに住民の生命財産を守るかという基本的な考え方は、かつてはすべてのものを

守るという考え方、起きてしまったら仕方ないという考え方だったのです。

ところが、今回の17年度の防災計画白書を見ますと、東京の場合は減災という言葉がたくさん使っております。つまり、東京都で災害が起きたときには、東京にいる人たちは推定では死者が約9万5,000人くらいいるだろうと。それを何とか4万5,000に減らそうと。それから、経済的損失は117兆円、国家予算の1.4倍だということです。それも50兆円くらいに抑えようと、そういう減災という思想が非常に多くなってきたと。それは東京とか大阪のことであって、私たちのまちにしてみれば100%、せめて財産は失っても、生命だけは守るという手だてはどうなのかと、その辺に力点を置いて、三笠独自の防災計画というのはつくっていかねばならないと思うのです。

特に水害だとか、台風だとかというのは、ある程度通信手段が出ておりますから、町内会があろうがなかろうとテレビを見て、テレビで判断するわけです。わからなくなったら役所へ電話するというのが今のパターンなのです。しかし、いざ地震のような災害が起きたときは、まず自分で自分を守らなければならない、それが第一です。そのために、例えば自分のうちにある家具だとかなんかがどういう状況になっていて、例えば引き戸なのか観音開きなのかということによって大変な大きな違いがある。それで、けが人が出る出ないという問題もありますし、家具に対して床とか天井に対して支えがあるのかなのか、そういった問題もあるわけです。そういった問題は、今度出す家庭用のパンフの中にしっかり書くようにしておりますけれども、そういったことをやって、その後どこへどう避難するか。もうつぶれてしまったときに、56年の耐震性の以降の建物だって、規模によってはつぶれてしまっているわけです。残っている場合は空き地がいいのか、あるいは建物の中がいいのかと、そういった判断はなかなか私たちもできない。とにかく外へ出て避難、地震あったときは室内にてテーブルの下とかなんとか体を守ってもらって、落ち着いたら屋外に出てもらって、そのときに町内会がそうしたことを判断して、どうするかということ私たちがやる前に現場の人たちがやっていただきたい。そうしないと、そのために私たちは町内会、組織の中にこういう場合はどうしたらいいのかということが事前にやって、それも関係機関が一緒になったのが、防災会議と言われるいわゆるミニチュア版と言ったらいいかもしれませんが、そういったこともぜひ早急に研究していきたいなと思っておりますので、ぜひそういう方向で考えております。

この防災会議というのは、大きいことなのです。国からの縦のつながりですから、道の職員の人に来てくれとか、道警本部から来てくれといったって、事実上は空知支庁から来る程度あるいは三笠警察署から来る程度ということにしかならないと思いますし、それは基本的なことだけであって、私たちは実際に起きたときに、まず起きたときにどうしたらいいのかという防災はつくらなければならない。建物直すとかなんとかしなければならぬし、あるいは河川をどうするかということもしなければならぬ。そういう計画は立てなければなりませんけれども、実際に起きたときには災害対策本部というものをつくって、かつて何年でしたか、大雪のときに自衛隊を派遣していただいたときも災害対策本部

をつくったり、あるいは大雪のために全然動きとれないと、交通機関が完全に麻痺した。屋根の雪はもう多くなって、家がつぶれそうだといったときには、災害対策本部で職員を全部各地域に張りつけてやる。そういう実際に起きてからのこと、それから起きる前のこと、これらをしっかりと区別して整理をしてみたいと思っております。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどお話ありましたオストメイトの問題ですけれども、実は私も正直な話余り知りませんでした。いろいろ各地で一生懸命取り組んでいるのです。患者さん方自身も手術をしてがんだと言われて、絶望感を持った中で手術をして、そしてそれこそ病院を退院するときには、ここにこういうストーマというものをつけて帰ってきて、おれはもう人生終わりだと、これはある人の告白したことを書いているのです。しかし、自分1人だけではない。たくさんの仲間がいると。それでは仲間を手をつなぎ合って、そういう私たちのように障害ある人も日常一般の人と一緒に生活をしてほしいと、そういうことでこのストーマの人たちが5人、10人、やがて20人、30人と集まって、勉強会だとか、あるいはお医者さんとも相談したり、あるいは行政とも話し合っ、何とか一般の社会人と同じように行動したいと。そのためにはまずトイレの部分でどこに行ってもできるようなものにしてほしいと。せめて公共施設とか病院にしてほしいということで、そういう運動を立ち上げてやってきたのだというのは、ここに出ているのです。私はそれを読むと、本当に自分が立場をこの人に置きかえてみたら、やっぱり同じことだと思うのです。そのために私たちは、最低でもまず市役所に来た人ができるように、今、障害者用のトイレありますから、一遍に100万円も200万円もかけられませんから、簡易の方法でいいのかどうか、それは患者さんはわかっていますから、その人方にちょっと相談して、とりあえず簡易でもいいかいと、できれば大きいのを完備して。それから、やっぱり国でもこれ随分議論されているようですから、当然何か補助制度があるのではないかと考えていますから、もし補助制度がないとすれば、私は市長会とか全道市長会とか全国市長会にぜひこういうものを補助制度やってくれと、そういうことで要望として出していきたいと、このように考えておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

以上申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤議員。

3番（齊藤 亘氏） どうも市長の答弁には大変納得できましたので、今後ともひとつよろしく。

それと、もう一つ追加すれば、このパウチというのが、ホームヘルパーでは交換しては医療行為になるということがあるものですから、家族の人または看護師さん、ホームヘルパーができないというのもいま一つの大きな問題になっているようなのです。それで、国の方もこの問題については、これからどんどん取り上げていく内容になっておりますので。以上。

そして、私の質問が何か町内会と行政にかかわることが防災ばかりになったような気が

するのですけれども、それほど今、僕、町内会に対しては、非常にこのままではいけないなという思いあるものですから、その点御理解していただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、斉藤亘議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました質問はすべて終了しました。

日程第2 例月出納検査報告について（監報第2号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 監報第2号、例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第2号、例月出納検査報告については、報告済みとします。

日程第3 報告第5号から報告第7号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 報告第5号から報告第7号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第5号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第6号総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第7号民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第5号から報告第7号までについては、報告済みとします。

日程第4 報告第8号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇説明願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） 「まちづくり活性化調査特別委員会」の報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成17年第1回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告いたします。

この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきます。

さて、5月24日開催の委員会では、1.行政評価制度について、2.人事評価制度について、提示のあった資料をもとに、調査を行いました。

各委員からそれぞれ質疑がありましたが、行政評価制度については、当面平成16年度の決算状況を踏まえ、事後評価を中心に行っていくが、職員全体が制度導入の目的をしっかりと理解し、共通の認識に立って制度を推進するように、また事業や施策の事前評価、数年にわたる事業については中間評価を行うなど、市の行財政がさらに効果的に機能するよう、今後の取り組みに期待していくことといたしました。

次に、人事評価制度については、慎重を期して進めるように、軽々に実施しないようにとの意見が大勢を占めました。また、評価するものの資質の向上や部下からの評価など、公平公正な制度が確立されるように、十分な準備期間を設けるように議論があったところでございます。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから質疑を終了し、報告第8号まちづくり活性化調査特別委員会報告については報告済みとします。

日程第5 報告第9号 三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 報告第9号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 報告第9号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告申し上げます。

今回の専決処分は、介護保険法の施行時に、ホームヘルプサービスを利用していた低所得者の高齢者や障害者に対し、国が経過措置として行ってきた、利用者負担額減免措置事業の実施要綱の一部が改正されたことに伴い、三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正したものであります。

改正内容は、高齢者のホームヘルプサービス利用者については事業の終了により、6%の負担割合を通常の負担割合である10%とし、障害者ホームヘルプサービス利用者については、事業の延長により、従来負担割合である3%のままとするものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、平成17年3月31日に実施要綱の一部改正が行われ、翌日の4月1日から施行されることに伴い、議会提案の機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

報告第9号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第10号 三笠市特別養護老人ホーム等設置
条例の一部を改正する条例の専決処分について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 報告第10号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長（小林和男氏） 報告第10号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の専決処分について御報告申し上げます。

今回の専決処分は、介護保険法の施行日前に、市の措置により特別養護老人ホームに入所していた低所得者に対し、国が経過措置として行ってきた利用者負担の軽減措置について、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正したものであります。

改正内容は、措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者について、平成17年3月31日までとされている利用者負担に関する軽減措置期間を、平成22年3月31日まで5年間延長するものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、平成17年3月31日に法律の一部改正が行われ、翌日の4月1日から施行されることに伴い、議会提案の機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第10号三笠市特別養護老人ホーム等設置条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第7 報告第11号 平成16年度三笠市一般会計補正
予算（第7回）の専決処分について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 報告第11号平成16年度三笠市一般会計補正予算の専決処分についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 報告第11号平成16年度三笠市一般会計補正予算（第7回）の

専決処分について御報告申し上げます。

今回の専決処分は、地方債の決定に伴う整理と決算余剰額の調整のため、既定予算額に1億2,175万4,000円を追加し、予算の総額を106億164万円としたものであります。

改正内容は、地方債については、借り入れに伴う許可申請に当たり、決定額が議決限度額を上回る4件、280万円の増額整理を行いました。

次に、歳入歳出補正予算については、決算見込みにおいて一定の余剰金が見込まれたことから、将来の財政運営に活用するため、備荒資金組合に超過納付したものであります。

次に、歳入では、その財源として地方交付税等の増額決定に伴う未整理額と、備荒資金組合納付金積立調整額を計上したものであります。

本来であれば、議会提案すべきところではありますが、諸般の事情からその機会がないと判断し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成17年3月31日に専決処分を行ったものであります。

よろしく御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

報告第11号平成16年度三笠市一般会計補正予算の専決処分については、承認することに決定しました。

日程第8 報告第12号から報告第15号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 報告第12号から報告第15号までについてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますから、口頭説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第12号三笠市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第 13 号株式会社三笠振興公社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第 14 号三笠工業団地開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、報告第 15 号三笠観光事業株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、報告第 12 号から報告第 15 号までについては、報告済みとします。

日程第 9 議会運営委員会委員の選任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 9 議会運営委員会委員の選任を議題とします。
お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、配付した一覧表のとおり 5 人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前 11 時 32 分

再開 午前 11 時 39 分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会の正副委員長互選の結果報告があり、委員長に儀惣議員、副委員長に佐藤議員が選任されましたので報告いたします。

日程第 10 常任委員会委員の選任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 10 常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、配付した一覧表のとおり、8 人を総務常任委員会委員に、8 人を民生経済常任委員会委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました議員を、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前 11時40分

再開 午前 11時47分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開催されました常任委員会で正副委員長互選の結果を各委員長から報告がありましたので報告します。総務常任委員長、猿田議員、副委員長、齊藤勲議員、民生経済常任委員長、藤浪議員、副委員長、齊藤亘議員、以上のとおりです。

昼食休憩に入ります。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第29号 三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の11 議案第29号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第29号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定について提案説明申し上げます。

最近の地域経営の態様は、地方公共団体を主体とした形から、住民あるいは民間事業者を担い手とした多面的な、しかも住民の水平的な協力のネットワークで成り立つ方向へと変化してきたことから、地方公共団体の経営にも住民や民間経営の手法を導入し、またその活力を活用することによって、自治体経営を刷新していくことが目指されるようになりました。

このような背景から指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力や活力を取り入れることによって、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として導入されたものであります。その手法として、地方公共団体が指定する団体等に公の施設の管理を行わせるものとしております。

当市としては、市民と行政の協働のまちづくりの推進及び行財政改革をしっかりと視野に入れながら、基本的には現在管理を委託している施設から制度の導入を検討することと

して、将来的にはすべての公の施設への導入についても研究していくものであります。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、本市としてこの制度を導入するに当たり、指定管理者を指定する際に必要な手続等について定めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第29号三笠市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第12 議案第30号 三笠市税条例の一部を改正する 条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の12 議案第30号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第30号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、持続的な経済社会の活性化を実現するため、税制改革の一環として、地方税法が一部改正されたことに伴い、三笠市税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、個人市民税については、これまで65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対し、非課税措置となっておりましたが、平成17年1月1日現在、当市に居住している者について、均等割及び所得割の税額を平成18年度は3分の1の額に、平成19年度は3分の2の額へと段階的に引き上げ、平成20年度からは非課税措置を廃止するものであります。

また、平成17年度から適用される生計を同一にする妻に対する均等割の非課税措置の段階的廃止に伴って、均等割の税率軽減を廃止するものであります。

このほか、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を、平成18年度から3年間延長し、平成21年度までとすること、上場廃止により特定口座から特定管理口座に移管され、保管の委託がされている特定管理株式が、価値を失った場合の譲渡所得等の課税の特例を新設すること、さらには平成15年度税制改正において新設された特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例、いわゆるエンジェル税制の適用期限を、平成19年3月31日まで2年間延長するものです。

次に、固定資産税については、被災住宅に係る土地の課税の特例を、災害に伴う避難指示等があった場合、その避難指示等の解除後3年度分まで適用されることとするものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第30号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第13 議案第31号 三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の13 議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、北海道医療給付事業補助要綱の一部改正により、非課税世帯認定時における、所得判定基準月が変更されたことに伴い、三笠市重度心身障害者医療費条例、三笠市ひとり親家庭等医療費条例及び三笠市乳幼児医療費条例の一部を改正するものであります。

改正する内容は、前々年の所得により課税または非課税世帯を判定する月が9月から7月に改正されたことに伴い、関係条項の整備を行うものであります。

なお、この条例は、平成17年10月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第31号三笠市重度心身障害者医療費条例等の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 1 4 議案第 3 2 号 三笠市国民健康保険条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 4 議案第 3 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 3 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法の一部改正により、保険給付等に要する費用に係る国庫負担が見直され、都道府県負担が導入されることに伴い、三笠市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、国民健康保険料の一般被保険者に係る基礎賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定基準に、新たに都道府県調整交付金を加えるとともに、低所得者の保険料軽減分に補てんする国庫負担を廃止し、都道府県負担を導入することに伴い、規定の整備を行うものであります。

なお、この条例は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 3 2 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 1 5 議案第 3 3 号、議案第 3 4 号について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 1 5 議案第 3 3 号、議案第 3 4 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 3 3 号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 4 号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正

する条例の制定について一括提案説明申し上げます。

最初に、三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める制令の一部が改正されたことに伴い改正するものであり、その改正内容は、手指及び目に係る障害等級の改定並びに用語の整理を行うものであります。

なお、この条例は平成17年7月1日から施行し、改正後の規定は、平成16年7月1日から適用するものであります。

次に、三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、消防団員等公務災害等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、改正するものであります。

改正内容は、消防団員の階級及び勤務年数に応じて退職報償金の額を引き上げ、処遇の改善を行うものであります。

なお、この条例は平成17年7月1日から施行し、改正後の規定は平成17年4月1日から適用するものであります。

以上、一括提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第33号三笠市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第34号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第33号、議案第34号の質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第33号、議案第34号については、総務常任委員会に付託します。

日程第16 議案第35号 三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の16 議案第35号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第35号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたこと並びに消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三笠市火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、火を使用する設備に附属する煙突等に関する規定の整理及び燃料電池発電設備を新たに火を使用する設備として定めること並びに指定数量未滿の危険物等に関する技術上の基準を定めること及び指定可燃物に再生資源燃料を追加するものであります。

なお、燃料電池の発電設備等の改正については、平成17年10月1日から施行し、また、指定数量未滿の危険物等の技術上の基準等の改正については、平成17年12月1日から施行するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第35号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に付託します。

日程第17 議案第36号 平成17年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について

議長（扇谷知巳氏） 日程の17 議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算（第1回）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額103億4,573万7,000円に427万2,000円を追加し、予算の総額を103億5,000万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では三笠学校を組織した東京三笠会が、三笠市の文化・芸術・スポーツの振興を目的として実施する地域振興事業に係る経費について措置するものであります。

農林水産業費では、出生記念植樹の管理方法の見直しによる看板の設置と、緑資源分収

造林の除伐の必要性から、受託事業費を追加措置するものであります。

次に、歳入であります。歳出関連の特定財源収入55万9,000円を計上し、不足額371万3,000円は備荒資金収入を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第36号平成17年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員会に付託します。

日程第18 議案第37号 平成17年度三笠市老人保健特別会計補正予算について

議長（扇谷知巳氏） 日程の18 議案第37号平成17年度三笠市老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第37号平成17年度三笠市老人保健特別会計補正予算（第1回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算額28億3,957万9,000円に、1,423万円を追加し、予算の総額を28億5,380万9,000円にするものであります。

まず、歳出であります。平成16年度の老人保健事業の確定に伴い、医療費交付金に清算還付金が生じたため、1,423万円を増額計上するものであります。

次に、歳入であります。前年度未交付となった支払基金交付金18万3,000円、道支出金41万6,000円を増額し、前年度繰越金1,363万1,000円を計上するものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第37号平成17年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 38 号 平成 17 年度三笠市国民健康保
険特別会計補正予算について

議長（扇谷知巳氏） 日程の 19 議案第 38 号平成 17 年度三笠市国民健康保険特別
会計補正予算についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 38 号平成 17 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 回）について提案説明申し上げます。

今回の補正は、都道府県の役割及び権限強化により、国民健康保険財政の安定化を図る
ため、保険給付等の費用に係る国庫負担を見直し、都道府県負担が導入されることに伴
い、補正するものであります。

補正の内容は、一般被保険者に係る国庫支出金である、療養給付費等負担金及び財政調
整交付金の負担率が 50% から 45% に見直されたことに伴い、6,133 万 7,000 円
を減額し、この減額分が道支出金に税源移譲されることにより、都道府県財政調整交付金
を新設し、同額の 6,133 万 7,000 円を増額計上するものであります。

歳入歳出予算総額に変更はなく、予算総額を 18 億 6,969 万円にするものでありま
す。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上
げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 38 号平成 17 年度三笠市国民健康保険特別会計
補正予算については、民生経済常任委員会に付託します。

休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明 6 月 22 日から 6 月 27 日まで 6 日間休会したいと思います。御
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

6 月 22 日から 6 月 27 日まで 6 日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 1時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員